

東京都市計画一団地の住宅施設の変更（東京都決定）

都市計画光が丘一団地の住宅施設を廃止する。

理由： 社会状況の変化や住民ニーズを踏まえた公共公益施設等の適切な機能更新を図るとともに、緑豊かで良好な住環境を将来にわたり維持・保全し、周辺地域と調和のとれた地域拠点としてふさわしい市街地を形成するため、地区計画の導入を行ない、一団地の住宅施設を廃止する。

参考 旧計画書（東京都市計画一団地の住宅施設）

名称	位置	面積	建築密度			住宅の 予定戸数	配置の方針
			街区	建築面積の 敷地面積に 対する割合	延べ面積の 敷地面積に 対する割合		公共施設
							道路
光が丘 一団地の住宅 施設	練馬区光が丘 二丁目、光が 丘三丁目、光 が丘五丁目、 光が丘六丁 目、光が丘七 丁目、高松四 丁目、高松五 丁目、谷原一 丁目、春日町 六丁目、田柄 三丁目、田柄 四丁目及び田 柄五丁目各地 内	約103.7ha	全体	4/10 以下	20/10 以下	(高層)約10,230戸 (中層)約 460戸 (計) 約10,690戸	幹線道路 補助線街路第172号線 幅員18~20m 延長約1,000m 幹線道路 補助線街路第230号線 幅員45~60m 延長約1,000m なお、交通広場約3,600㎡を設ける。
			A	4/10 以下	19/10 以下	約2,480戸	幹線道路 補助線街路第301号線 幅員20m 延長約1,350m
			B	4/10 以下	22/10 以下	約3,800戸	幹線道路 補助線街路第302号線 幅員20m 延長約1,200m
			C-1	3/10 以下	13/10 以下	約450戸	区画街路は団地北側に幅員14m、団地西側、ごみ焼却場及び中心施設西側に幅員12mを配置する。団地内通路は幅員6mを標準とし、住棟まわりに適宜配置する。
			C-2	3/10 以下	6/10 以下	約0戸	
			C-3	4/10 以下	25/10 以下	約1,540戸	
			D	4/10 以下	19/10 以下	約2,420戸	

配置の方針

公共施設		公益的施設	住宅
公園及び緑地	その他の公共施設		
<p>総合公園(光が丘公園の一部)約1.2ha                      近隣公園(光が丘第一公園) 約3.0ha                      (光が丘第二公園) 約2.2ha                      (光が丘第三公園) 約2.3ha                      (光が丘第四公園) 約 1.8ha</p> <p>公園及び緑地は、全体が有機的に機能するよう配置する。</p> <p>児童公園 12 か所 : 約 4.5ha 以上                      緑地 : 約 5.0ha 以上                      計 : 約 9.5ha 以上</p>	<p>ごみ焼却場 : 1 か所                      約 2.3ha                      給水所 : 1 か所                      地域冷暖房施設</p>	<p>小学校 8、中学校 4、高等学校 1、幼稚園 5、行政サービスセンター(区役所出張所、保健相談所、福祉事務所、衛生試験所) 1、コミュニティサービスセンター(多目的ホール、文化活動室、児童活動室) 1、老人福祉センター 1、地区区民館 1、生活実習所 1、保育所 11、学童クラブ 7、病院 1、診療所 7、警察署 1、警察官派出所 2、消防署 1、普通郵便局 1、特定郵便局 1、変電所 2、地下鉄乗務員事務所 1、中心施設 2(購買施設、娯楽施設、業務施設等)、店舗施設 1、その他管理事務所 8、集会所 29 を適宜配置する。</p>	<p>団地中央部には高密度の板状及び塔状住棟(14~30 階建)を、団地周辺部には板状住棟(6~14 階建)を配置する。又一部に中層住棟(3~5 階建)を配置する。</p>

「区域、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の限度、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の限度並びに公共施設、公益的施設及び住宅の配置の方針は計画図表示のとおり」